

三戸浄化センター化学物質管理計画

三戸町 建設課

策定 令和2年1月31日

【目次】

1. 化学物質管理の方針	2
2. 管理の目標	2
3. 組織体制	2
4. 緊急時の連絡体制	3
5. 取組事項	4
(1) モニタリング	4
(2) P R T R 提出	4
(3) 使用薬品の取扱い	4
(4) 事故等への対応	4
(5) 教育、訓練の実施	4
(6) リスクコミュニケーション	5
6. 管理状況の評価と段階的対応	5

1. 化学物質管理の方針

三戸浄化センターは、「下水道における化学物質リスク管理」の一環として、化学物質管理の方針を次のように定め、下水道から環境への指定化学物質等の排出抑制に努める。

- (1) 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- (3) 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションを行う。
- (4) 上記(1)から(3)の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

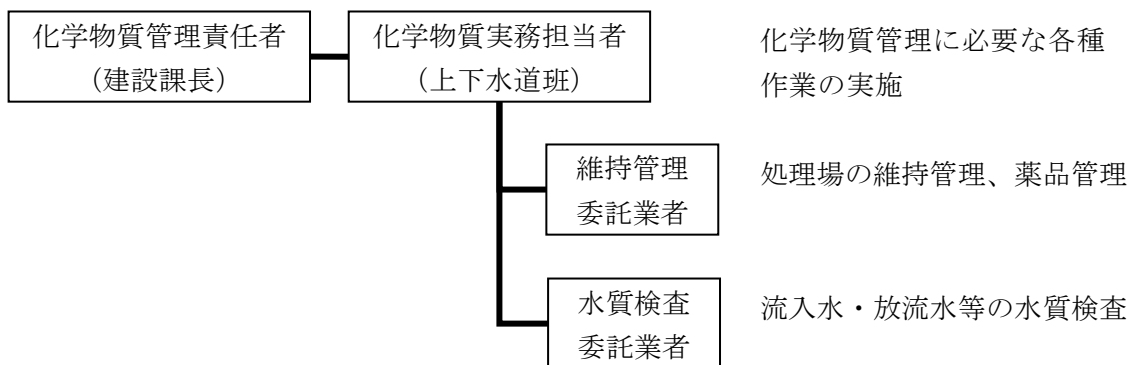
2. 管理の目標

化学物質管理方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次のとおりとする。

- (1) 放流水質の測定回数は、排水基準を超えるおそれのない物質については、年2回とし、排水基準を超えるおそれのある物質については、年24回実施する。
- (2) 流入水質の測定回数は、排水基準を超えるおそれのある物質については、年12回実施する。

3. 組織体制

組織体制を次のとおり定める。



【各構成員の役割】

○化学物質管理責任者（建設課長）

- ア. 下水道事業における化学物質管理に対して、統括的な責任と権限を持つ。
- イ. 下水道に関わるすべての職員等に対して、教育・訓練を実施する。

○化学物質実務担当者（上下水道班）

- ア. 化学物質管理に必要な各種作業（モニタリング、P R T R届出、事故等への対応等）を実施する。
- イ. 化学物質管理における問題点・課題等を、化学物質管理責任者に報告する。
- ウ. 関係行政機関との連携を図る。
- エ. 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションを行う。

○維持管理委託業者

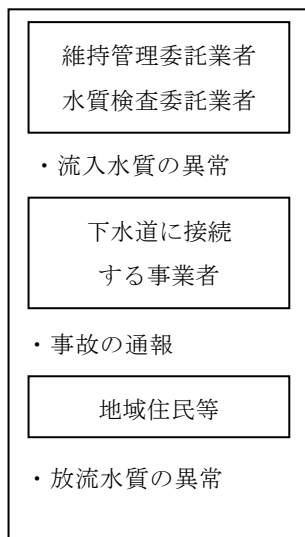
- ア. 三戸浄化センターの維持管理（使用薬品の取扱い・管理等）を行う。
- イ. 運転操作に必要な簡易水質検査を行う。
- ウ. 水質異常があった場合の運転操作等の対応を行う。

○水質検査委託業者

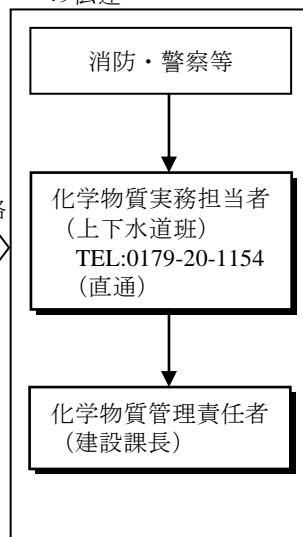
- ア. 放流水質等の水質検査を行う。
- イ. 水質異常があった場合の緊急的な水質検査を行う。

4. 緊急時の連絡体制

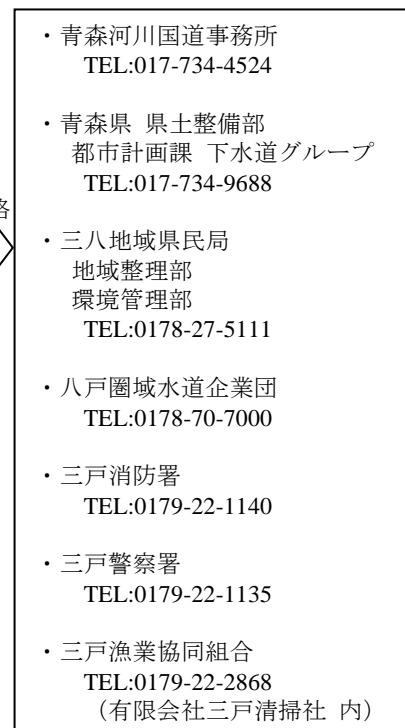
①障害発生



②化学物質管理責任者 への伝達



③関係機関への通報



5. 取組事項

(1) モニタリング

モニタリングの実施にあたっては、化学物質管理責任者が測定頻度を定め、化学物質実務担当者が水質検査委託業者に対して試料の採取方法、分析方法、定量下限値を確認する。

測定項目については、水質汚濁防止法施行令第二条及び第三条に掲げる物質とダイオキシン類である。

(2) P R T R届出

ア. P R T R届出は、年間の平均水質に基づき算出し、毎年期限までに届け出なければならない。

イ. 年間平均水質に年間放流量を乗じることで、年間排出量を算出する。

$$\text{年間排出量(kg/年)} = \text{年間平均水質(mg/l)} \times \text{年間放流量(千 m}^3\text{/年)}$$

(3) 使用薬品の取扱い

ア. 下水処理場で使用している薬品については、使用薬品に添付されているMSDS (Material Safety Data Sheet : 化学物質等安全性データシート) を用いて、使用薬品に含有される指定化学物質の取扱量を把握する。

イ. 1年間に取扱う第一種指定化学物質の量が1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)の物質については、P R T R届出を行わなければならない。

ウ. 使用薬品の管理及び取扱いは、維持管理委託業者に委託し、化学物質実務担当者は管理及び取扱いの方法や状況を確認する。

(4) 事故等への対応

ア. 「緊急時の連絡体制」を活用し、事故等の早期発見に努める。

イ. 処理区域内の特定事業場と特定事業場が取扱う化学物質を明確にするとともに、特定事業場に対して事故が発生した場合の応急措置と届出を義務付ける。

ウ. 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては、関係機関と連携して行う。

(5) 教育、訓練の実施

ア. 教育・訓練の対象者

化学物質実務担当者

イ. 教育・訓練の内容

- ・ P R T R制度の概要
- ・ 事故等への対応
- ・ リスクコミュニケーションへの対応

ウ. 教育・訓練の時期

必要に応じ実施

(6) リスクコミュニケーション

- ア. 町のホームページ等を活用し、住民への情報提供を行う。
- イ. 化学物質実務担当者が化学物質管理状況を把握し、問い合わせ対応を行う。
- ウ. 必要に応じて関係機関と連携し、リスクコミュニケーションを行う。

6. 管理状況の評価と段階的対応

- (1) PDCAサイクル（計画策定－実施－点検－見直し）に配慮して計画を進めていく。
- (2) 地域住民や処理区域内事業者への情報提供を行い、計画に対する理解を得るとともに、連携して化学物質排出量の削減に取り組む。
- (3) 計画を推進するにあたって必要な各種管理対策（設備点検等の実施、廃棄物の管理等）を積極的に実施する。